

エジプトに輸出される水産物に関する証明書の発行について

平成24年5月7日
24水漁第287号
水産庁長官通知
一部改正
24水漁第1855号
平成25年3月12日
一部改正
27水漁第1124号
平成27年10月23日
一部改正
27水漁第1712号
平成28年3月18日

第1 趣旨

平成23年3月11日に発生した東日本大震災以後、福島原子力発電所の事故を受けて、エジプト政府は、福島県、群馬県、茨城県、栃木県、宮城県、千葉県及び岩手県（以下「福島県等の7県」という。）において生産された水産物については、我が国の管轄当局が発行する放射性物質に関する証明書を、その他の都道府県において生産された水産物については産地証明書を輸入時に求めることとしているところである。

本通知は、一定の条件が満たされることを条件に、我が国からエジプトに輸出される水産物に関する証明書を発行する手続について定めるものである。

第2 本手続の対象となる水産物

我が国からエジプトへ輸出される水産物

第3 証明書発行の要件

- 発行機関は、（1）又は（2）のいずれかの要件を満たす水産物に証明書を発行することとする。
 - 福島県等の7県の沿岸域以外において採捕され、かつ、福島県等の7県以外の都道府県において水揚げ及び加工されたもの。
 - 福島県等の7県の沿岸域において採捕されたもの及び福島県等の7県で水揚げ又は加工されたものについては、放射性物質の基準に適合していること。なお、検査機関に検査を依頼する場合は、事前に発行機関と協議するものとする。
- 証明書の発行は、当該証明書の発行を申請した者又は当該申請に係る水産物の取引に関与した者が、申請を行う日前三年以内に、申請に必要な書類における虚偽又は不実の記載、当該書類の偽造、行使の目的による証明書の偽造その他の証明書に関する不正を行っていないと認められる場合に限り行う。

第4 申請手続

- 1 証明書の発行を申請する者は、第3の1の(1)に該当する水産物を輸出しようとする場合には以下の(1)から(5)まで及び必要に応じて(7)に掲げる書類を、第3の1の(2)に該当する水産物を輸出しようとする場合には以下の(1)から(6)まで及び必要に応じて(7)に掲げる書類を水産庁漁政部加工流通課宛てに提出する。
 - (1) 証明書発行申請書(別記様式1)
 - (2) 必要事項を記入した別記様式2
 - (3) (2)の記載事項を確認することができる書類(インボイス、パッキングリスト等)
 - (4) 主原料の産地及び加工された道府県を確認することができる書類
 - (5) 製造業者等の所在を公的に証明する書類(営業許可証等)の写し
 - (6) 検査機関が行った水産物中の放射性物質に関する検査結果、検査方法及び検査機関の概要を示す書類
 - (7) 証明書の発行を申請する者が輸出者と異なる場合は、輸出者が作成した別記様式3の委任状
- 2 水産庁漁政部加工流通課長は、1の内容を確認の上、別記様式2により、証明書を発行する。ただし、申請に必要な書類における虚偽又は不実の記載、当該書類の偽造その他の証明書に関する不正の疑いがある場合には、証明書の発行を留保することとする。
- 3 発行機関が発行する証明書については、平成27年11月1日以降、偽造防止用紙を使用する。

第5 申請先

水産庁漁政部加工流通課 水産物貿易対策室 (Tel 03-3501-1961)

(別記様式1)

エジプトに輸出水産物に関する証明申請書

年 月 日

水産庁漁政部加工流通課長 殿

事業者名
所在地
代表者名 ⑩
(上記代理人)
事業者名
所在地
役職・氏名 ⑩

当社(注:個人の場合は「私」とする。)、「エジプトに輸出される水産物に関する証明書の発行について(平成24年5月7日付け24水漁第287号水産庁長官通知)」別記様式2について確認をお願いしたく、別添のとおり、関係書類を添付して申請します。

なお、上記証明書については、法令に基づく措置ではないことにつき了解しており、当該確認を行ったことに基づき、証明書発行機関及び証明者に対し何らかの請求を行う権利を有しないことを確約します。

(別記様式2・エジプト)

DECLARATION FOR THE IMPORT OF FOOD AND FEED COMMODITIES
INTO EGYPT FROM JAPAN

INVOICE No.:

DECLARATION No.:

A) Description of Consignment

- Product Name:
- Batch No. (s):
- Type and No. of Packages:
- Gross or Net Weight:
- Name and Address of Producer:
- Name and Address of Importer:
- Port of Loading:
- Port of Discharge:
- Date of Production:

B) The Consignment is:

(1) Produced and Originated from Affected Prefecture(s)

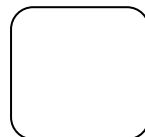
Fukushima, Miyagi, Ibaraki, Tochigi, Gunma, Chiba or Iwate

<p>Only for Fish and Fishery Products: Caught or Harvested in Land or in the Coastal area of the affected prefectures:</p> <p>The Products have been sampled on (date), subjected to laboratory analysis on (date) in the (name of laboratory), to determine the level of the radionuclide and the analytical results are in compliance with Regulation of Egypt. The analytical report is attached.</p> <p>(Report Number :.....)</p>
--

(2) Produced and Originated from the other Non-Affected Prefecture(s)

Done by

On



Stamp and Signature of
Authorized Representative

(別記様式3)

平成 年 月 日

水産庁漁政部加工流通課長 殿

委 任 状

事業者名

所在地

代表者名

㊞

当社（注：個人の場合は「私」とする。）は、「エジプトに輸出される水産物に関する証明書の発行について（平成24年5月7日付け24水漁第287号水産庁長官通知）」に基づく証明書発行のための申請手続に係る権限を下記のとおり委任いたします。

なお、上記証明書については、法令に基づく措置ではないことにつき了解しており、当該申請に基づく確認を行ったことに基づき、証明書発行機関及び証明者に対し何らかの請求を行う権利を有しないことを確約します。

記

委任期間 平成 年 月 日 ～ 年 月 日

（注：期間は3年以内とし、今回の申請に限り委任する場合、記載は不要とする。）

委任先

事業者名：（注：個人の場合は氏名）

所在地：

代表者名：（注：代表者以外の者を代理人として委任する場合、役職・氏名）

使用印：

（注）委任期間中であれば、次回以降の申請は、本委任状の写しで代えることができる。